【別紙１】

税制改革　工程表

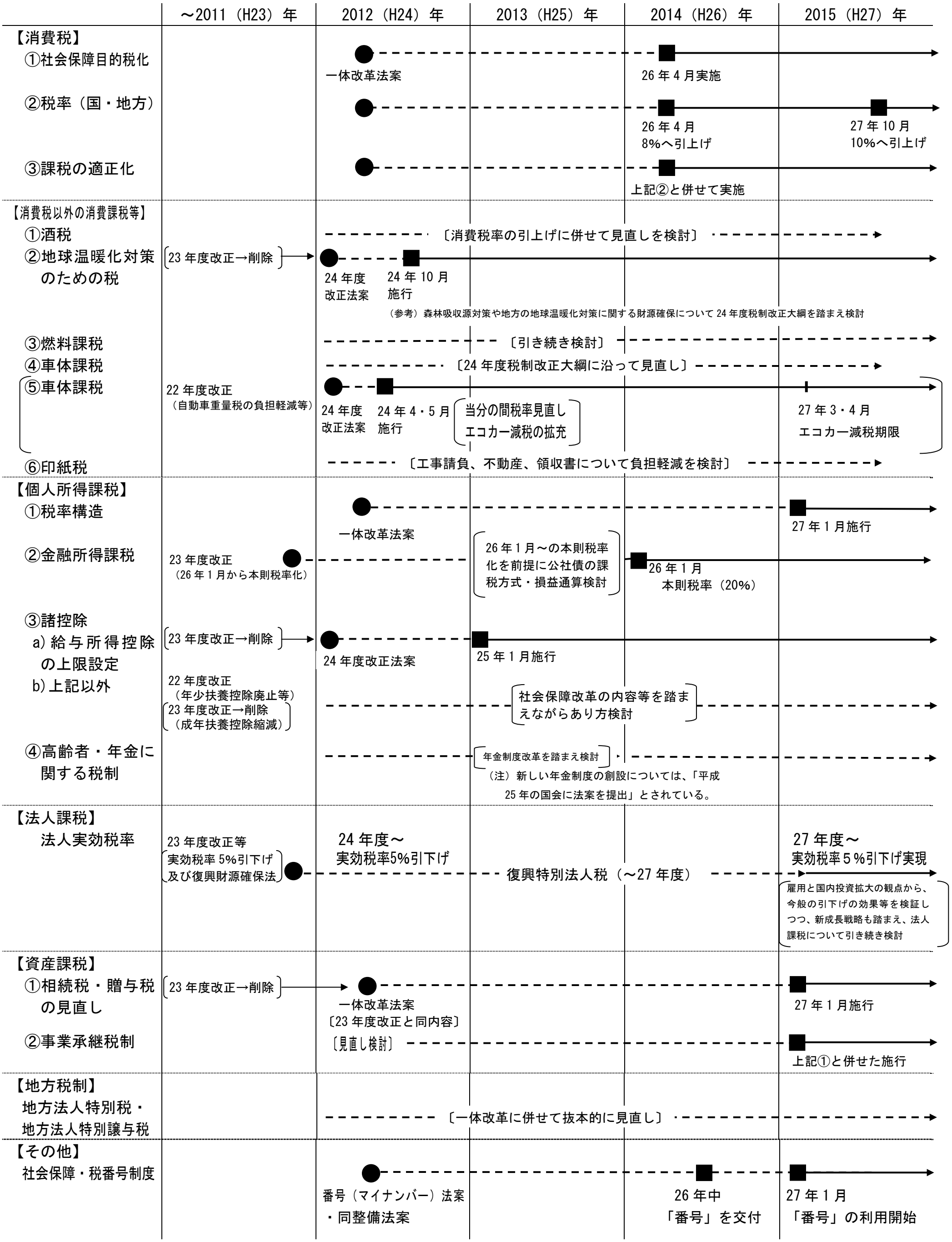

（参考１）上記の税制改革にあわせて、第２部第２章に記述している政治改革・行政改革への取組を進めていく。

（参考２）東日本大震災からの復旧・復興財源を確保する観点から、上記の法人課税に係る措置のほか、個人所得課税について以下の措置が講じられている。

・復興特別所得税（平成25年～平成49年。所得税額の2.1%。）

・個人住民税均等割の引上げ（平成26年6月～平成36年5月。年1,000円。）

【別紙２】

適正転嫁等への取組について

平成元年４月の消費税の導入時及び平成９年４月の消費税率の引上げ時においては、関係府省が連携して、適正転嫁のための広報・相談活動、事業者の優越的地位の濫用防止に向けた取組、便乗値上げ防止のための取組等を実施したところであるが、今般の消費税率（国・地方）の引上げにあたっては、段階的な引上げになることも踏まえ、円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、以下の取組を含め、より徹底した対策を講じていくこととする。

（１）消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁・表示等に関して行う行為についてのガイドラインを策定し、その周知徹底、相談等を行う。
（２）中小事業者向けに相談窓口を設置するとともに、講習会の開催等を行う。
（３）取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの転嫁要請を一方的に拒否すること等の不公正な取引の取締り・監視の強化を行う。
（４）競争制限的行為による便乗値上げを防止するための独占禁止法の厳正な運用や便乗値上げ防止のための調査・監督及び指導を行う。
（５）適正転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置する。

【別紙３】

社会保障・税番号制度導入に伴う税制上の対応

社会保障・税番号制度の導入に伴う税制上の対応については、平成 24 年通常国会への提出が予定されている「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）の整備法等において、次に掲げる所要の措置を講ずる。

（１）申告書・法定調書等の記載事項への「番号」の追加

①　税務署長等に提出する申告書等の記載事項

イ　税務署長、国税局長、国税庁長官及び国税不服審判所長又はその職員（以下「税務署長等」という。）に提出する申告書、申請書、届出書その他の税務関係書類（所得税法、相続税法等に規定する調書等（以下「法定調書」という。）を除く。以下「申告書等」という。）に記載すべき事項に、次に掲げる者の「番号」（個人番号及び法人番号をいう。以下同じ。）を追加する。

(ｲ) 当該申告書等を提出する者

(ﾛ) 申告書等に記載された所得税の控除対象となる配偶者及び扶養親族

(ﾊ) 申告書等に記載された青色事業専従者及び白色事業専従者

(ﾆ) その他氏名等が申告書等の記載事項となっている者

ロ　源泉徴収義務者等を経由して税務署長等に提出すべきこととされている申告書等（非課税貯蓄申告書等）を受理した当該源泉徴収義務者等が、当該申告書等に記載すべき事項の範囲に、当該源泉徴収義務者等の「番号」を追加する。

②　税務署長に提出すべき法定調書の記載事項

税務署長に提出すべき法定調書の記載事項に、法定調書の提出義務者、法定調書の対象となる金銭等の支払等を受ける者その他法定調書に記載すべき者（生命保険契約に基づく契約者等）の「番号」を追加する。

③　税務署長等以外の者に提出する税務関係書類の記載事項

税務署長等以外の者（源泉徴収義務者等）に提出する税務関係書類（非課税貯蓄申込書等）に記載すべき事項に、当該税務関係書類を提出する者の「番号」を追加する。

④　地方公共団体に提出する申告書等の記載事項

地方公共団体に提出する申告書等に記載すべき事項に、次に掲げる者の

「番号」を追加する。

イ　当該申告書等を提出する者

ロ　申告書等に記載された個人住民税の控除対象となる配偶者及び扶養親族

ハ　申告書等に記載された青色事業専従者及び白色事業専従者

ニ　その他氏名等が申告書等の記載事項となっている者

⑤　地方公共団体に提出すべき給与支払報告書等の記載事項

地方公共団体に提出すべき給与支払報告書等の記載事項に、給与支払報告書等の提出義務者、給与支払報告書等の対象となる給与等の支払を受ける者その他給与支払報告書等に記載すべき者の「番号」を追加する。

（２）告知及び本人確認すべき事項への「番号」の追加等

①　申告書等の提出の際に告知及び本人確認すべき事項への「番号」の追加

上記（１）①ロの申告書等を提出する者が源泉徴収義務者等に告知すべき事項及び当該告知を受けた者が本人確認すべき事項に、当該申告書等を提出する者の「番号」を追加する。

②　法定調書の対象となる金銭等の支払等の際に告知及び本人確認すべき事項への「番号」の追加

法定調書の対象となる金銭等の支払等を受ける者がその金銭等の支払等をする者に告知すべき事項（告知書に記載して提出すべき事項を含む。）及び当該告知を受けた者が本人確認すべき事項に、当該金銭等の支払等を受ける者の「番号」を追加する。

③　本人確認書類の整備

告知及び本人確認を行う際に提示すべき本人確認書類について、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定めるものを追加する。

イ　「個人番号」が付番された個人　番号カード又は番号の記載のある住民票の写し

ロ　「法人番号」が付番された法人等　国税庁長官が発行した法人番号の通知書等

（３）その他所要の規定の整備を行う。

（４）施行時期

①　原則

マイナンバー法における「番号」の利用開始日（以下「番号利用開始日」

という。）の属する年分以後の所得税及び贈与税の申告書、同日の属する年分以後の所得に係る個人住民税等の申告書、同日以後に開始する事業年度に係る法人税等の申告書、同日以後の相続又は遺贈に係る相続税の申告書、同日以後に開始する課税期間等に係る消費税等の申告書、同日以後に提出すべき申請書、届出書その他の税務関係書類（申告書及び法定調書を除く。）並びに同日以後の金銭等の支払等に係る法定調書及び告知・本人確認について適用する。

② 経過措置

法定調書の対象となる金銭等の支払等のうち、番号利用開始日前の契約の締結等の際に既に告知及び本人確認しているため当該契約の締結等の日以後の金銭等の支払等の都度、告知及び本人確認することを要しないこととされているものに係る「番号」の告知及び本人確認については、上記①にかかわらず、番号利用開始日から３年を経過する日後の最初の金銭等の支払等の時までに行うことができることとする。また、当該期間内に提出すべき当該金銭等の支払等に係る法定調書については、「番号」の告知及び本人確認が行われない限り、当該法定調書に記載すべき事項のうち「番号」の記載は要しない。